第５回鶴田町農業委員会総会議事録

１．開会の年月日　　令和４年７月１４日（木）　　午後１時３１分
２．開会の場所　　鶴田町役場　　３０１～３０３委員会室
３．閉会の年月日　　令和４年７月１４日（木）　　午後１時５２分

４．出席委員（１４人）の番号及び氏名

１番　鈴　木　照　子	~~２番　成　田　春　光~~	３番　髙　橋　洋　美	４番　棟　方　廣　光
~~５番　田　村　昭　弘~~	６番　菊　池　俊　輔	~~７番　太　田　　豪~~	８番　佐　藤　勝　利
９番　三　浦　大　俊	10番　長　内　　悟	11番　秋　庭　礼　子	12番　瓜　田　良　一
13番　貴　田　徳　正	14番　一　戸　辰　美	15番　瀬　戸　弘　之	16番　川　村　博　行
17番　下　山　勝　源			

５．欠席委員（３人）
　２番　成田春光
　５番　田村昭弘
　７番　太田豪

６．議事日程
　第１　議事録署名委員の指名
　第２　参与及び書記の任命
　第３　議案第１１号　農地法第５条第１項の規定に基づく農地所有権移転転用許可の意見について
　　議案第１２号　農地法第３条第１項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
　　議案第１３号　農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について
　　議案第１４号　農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
　　議案第１５号　農地使用貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
　　報告第１１号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について

７．農業委員会事務局職員

事務局長　佐 藤 一 人	事務局次長　下 山　敏	総括主幹　貴 田 尚 人	主事　蒔 苗 一 輝

８．会議の概要

開会　　午後１時３１分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第８条に基づき、会長下山勝源が議長となる。

議　　長　　只今の出席委員は１４名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
これより、第５回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。
議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、８番佐藤勝利委員と９番三浦大俊委員を指名いたします。また、参与には川村会長職務代理、佐藤局長、下山次長、書記には貴田総括主幹、蒔苗主事を任命します。
会期の件を議題といたします。お諮りします。
本総会の会期は、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

【なしの声あり】

議　　長　　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。
それでは議案の審議に入りますが、議案第１１号から議案第１５号まで一括議題とし、順次審議に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なしの声あり】

議　　長　異議がないので、そのようにさせていただきます。
まず最初に、議案第１１号の審議に入ります。
事務局より、説明願います。

事 務 局　議案第１１号農地法第５条第１項の規定に基づく農地所有権移転転用許可の意見について。
農地法第５条第３項の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。
この件については、１件です。場所につきましては、配布している位置図を御覧ください。
上の地図と下の航空写真で、黄色の線で囲まれた部分が今回の申請地となっておりますけれども、上の地図の表記がちょっとずれているような感じです。法務局からの１４条の地図の方で確認しましたが、下の航空写真の形とほとんど一緒でしたのでお知らせします。
土地の表示は、○○字○○○○○の○番、地目は田、面積は３８２㎡となっております。申請理由は、境内敷地の拡張、卒塔婆、雪囲い、古くなった墓石の置き場、通路として使うということになっております。農地区分につきましては、第三種農地となっております。第三種農地は、市街地区域内、又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、政令で定めるものとなっており、原則許可相当となっておりますので、今回の申請は許可相当と認められます。以上です。

議　　長　それでは、議案第１１号について、現地調査した委員から報告をお願いします。
８番、佐藤勝利委員。

佐藤委員　はい、８番佐藤です。
それでは、報告をいたします。７月６日、髙橋委員、事務局と現地調査をいたしました。転用する農地は○○○○○○○と○○○の南側にある、三方を墓地に囲まれた農地でございます。転用の目的は、雑種地として使用するとの事です。面積は３８２㎡となっています。
申請地の周りは、東側、西側、北側が墓地で、南側が水路となっていますが、盛土をして擁壁を設置し、土の流出を防ぐため、付近に被害を及ぼすおそれは無いと認められます。以上です。

議　　長　ただいま、説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なしの声あり】

議　　長　次に、議案第１２号に関する農地法処理基準第３の８に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。
３番、髙橋洋美委員。

髙橋委員　はい、３番髙橋です。それでは、報告をいたします。
去る７月６日、佐藤勝利委員、事務局と現地調査を行いました。
本議案の農地法第３条申請は、所有権移転が６件です。いずれも耕作目的の申請であり、農地法第３条第２項７号には該当しない権利取得と認められます。以上です。

議　　長　それでは、議案第１２号について、事務局より説明願います。

事 務 局　議案第１２号農地法第３条第１項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。
農地法施行令第１条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は６件です。№１から№６について、説明いたします。令和４年６月１５日に行われた鶴田町あっせん会議で成立した売買申請が１件、普通売買が３件、贈与が２件です。
農地法第３条第２項各号の判断については、調査書のとおりです。いずれも農地法第３条第２項各

号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議　　長　ただいま、説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なしの声あり】

議　　長　ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第１３号について、事務局より説明願います。

事 務 局　議案第１３号農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は４件です。本案件の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議　　長　ただいま、説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議　　長　ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第１４号について、事務局より説明願います。

事 務 局　議案第１４号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は２件です。本案件の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。
契約期間及び賃借料については、記載のとおりです。以上です。

議　　長　ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議　　長　ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第１５号について、事務局より説明願います。

事 務 局　議案第１５号農地使用貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は１件です。本案件の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。
契約期間は、記載のとおりです。以上です。

議　　長　ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なしの声あり】

議　　長　ないので、質疑、討論を打ち切ります。
それでは、表決に入ります。議案第１１号から議案第１５号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議　　長　賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。
次に、報告第１１号について事務局より説明願います。

事 務 局　報告第１１号農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について。
農地法施行規則第２１条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。
№１については、相続により所有権を取得したものです。以上です。

議　　長　ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なしの声あり】

議　　長　ないので、質問を打ち切ります。
暫時休憩します。（午後１時４３分）

【暫時休憩】

議　　長　再開します。（午後１時５２分）

本日の総会に附された議案の審議はすべて終了しましたので、第５回鶴田町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。（午後１時５２分）

まず最初に、議案第３１号の審議に入ります。
事務局より、説明願います。

議案第３１号農地法第５条第１項の規定に基づく農地所有権移転転用許可の意見について。
農地法施行令第１５条第１項の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。
本案件は１件です。
場所につきましては、配付している資料の「第８回総会議案第３１号第５条農地転用許可申請位置図」をご確認ください。この土地の所在は、〇〇字〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は１，７３６㎡です。
申請理由は、事業用の駐車場用地であり、農地区分は第１種農地です。

それでは、議案第３１号について、現地調査をした委員から報告をお願いします。
１３番、瓜田委員。

はい、１３番瓜田です。
去る１０月５日、澁谷秀明委員、事務局と現地調査をいたしました。
この場所は、横蒱ふれあいセンターから東側へ３００ｍの辺りに位置し、県道横蒱・大俵・板柳線に面している畑の転用申請であります。
申請地の面積は、１，７３６㎡です。転用目的は、駐車場用地であります。周辺は住宅地であり、また、申請地の西側に接している農地は、今回申請者が第３条で取得予定の農地でもあり、付近に被害を及ぼすおそれはないと認められます。以上、報告を終わります。